入札談合防止に向けた
コンプライアンス等に関する
東北防衛局の取組について

平成２７年１２月

東北防衛局

１．東北防衛局の概要

東北防衛局は、防衛省の地方支分部局として、防衛政策に関わる地方との調整・協議など、地方における防衛行政全般についての拠点を担うことを任務としており、主な業務は以下のとおりである。

① 防衛施設周辺対策事業…防衛施設周辺住民等への騒音対策等や市町村への補助金の交付事務
② 損害賠償や漁業などの損失補償…米軍による事故が発生した場合の賠償や訓練に伴って漁業操業を制限した場合の補償事務
③ 防衛施設の取得や管理…自衛隊や在日米軍が使用する用地の取得や取得した土地等の管理事務
④ 地方協力確保事務…防衛省の事務を円滑・効果的に実施するための地域の理解と協力を得ることに資する事務
⑤ 駐留軍等労働者の労務管理…在日米軍に勤務する駐留軍等労働者の雇用等の労務管理事務
⑥ 装備品等調達に係る監督等…自衛隊の任務遂行に必要な火器等の装備品及び役務の調達に係る原価監査及び検査等事務
⑦ 防衛施設の建設…自衛隊や在日米軍が使用する飛行場、庁舎等の施設の建設工事

２．東北防衛局における工事等の契約について

東北防衛局における建設工事の発注については、契約の性質又は目的が競争を許さないなど、真に止むを得ない場合を除き、総合評価落札方式を含む一般競争入札方式を採用している。また、建設コンサルティング業務についても、評価により成果品の品質等に差異が生じない業務を除いては、総合評価落札方式を含む一般競争入札方式を採用している。

仮に、入札に至らなかった場合には、その原因を検討した上で、工事内容や参加資格要件等の見直しを行い、改めて、一般競争入札方式により再度公告を行っているところである。

東北防衛局では、発注する工事等に関し、競争参加資格の設定、確認等を行うとともに、競争参加者等選定の公正を期するため、東北防衛局に、東北防衛局競争参加資格等審査委員会を設置し、ほぼ毎週開催しており、

１工事等につき、２回又は３回の審議を実施し、契約に至っている。

また、東北防衛局では、発注する工事等に関する入札及び契約について、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、学識経験等を有する第三者で構成する入札監視委員会を設置し、原則として、四半期ごとに定例会議を開催している。

また、東北防衛局では、発注する工事等に係る入札の適正を期するため、東北防衛局に、談合情報及び談合疑義事実に関する審査等を行う東北防衛局公正入札審査委員会を置き、必要に応じ、会議を招集するものとしている。

なお、東北防衛局における工事等の契約実績は別表１のとおりである。

３．入札談合防止に向けたコンプライアンス等に関する取組について

防衛省では、航空自衛隊第１補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（別紙１参照）での反省を踏まえ、入札談合防止に関するマニュアルが定められ、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を実施することとされている。

また、防衛施設庁における入札談合事案、情報流出事案等、国民の防衛行政に対する信頼性を裏切る事案が発生したことから、防衛大臣直轄の特別の機関として、防衛監察本部が設立され、主として入札談合防止のため、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から、実地に監察を実施している。

東北防衛局において、昨年９月８日から同月１２日にかけて、平成２６年度定期防衛監察が実施され、本年９月３０日に平成２６年度定期防衛監察の結果について報告がなされたところである。

東北防衛局においては、入札談合防止に向けたコンプライアンス等に関する取組として、先に述べた、東北防衛局競争参加資格等審査委員会の設

置による入札手続き・条件の事前チェック体制の整備、入札監視委員会の設置による不自然な入札結果の事後的検証体制の整備のほか、

① 発注する工事等の調達業務において、透明性・公正性を図り、官製談合の発生を未然に防止するため、各担当課において工事費等積算内訳書の作成、会計課において予定価格の作成、契約課において入札執行を行うなど、それぞれの調達業務について完全に分離して相互牽制を担保している。
② 職員のコンプライアンス意識の強化及び倫理観の意識を継続的に育成する必要があることから、公正取引委員会から講師を招いて講習を行うなどの教育を毎年度、全職員を対象として実施している。（別表２及び別紙２参照）
③ 職員による入札談合等関与行為は「組織の方針に反する」、「業務として期待されていない」と認識できるように、「入札談合等関与行為は許容できない」とのメッセージを明確かつ繰り返し発信するとの観点から、既に実施した官製談合防止に関する教育のフォローを行うなど、今後、職員に対する理解度チェックを実施する予定である。
④ 入札談合防止向けたコンプライアンスについて、組織として取り組んでいることを広く国民に周知するために、東北防衛局入札監視委員会の審議内容、官製談合防止法等に関する教育の開催について、東北防衛局ホームページにおいて公表している。
⑤ 入札応募者に対しても、入札談合防止に向けたコンプライアンスについて、組織として取り組んでいることを周知するために、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない旨を記載した入札心得書を配布し、入札談合防止に関し徹底を図っている。
⑥ 職員が公益通報を利用できるよう、公益通報窓口について周知徹底を図るため、公益通報の教育を行うとともに、「公益通報ハンドブック」の最新版を各課等に配布し、個人用パソコン起動時に公益通報者保護制度の概要を掲載している。

４．終わりに

上記のほかにも、入札談合防止に向けたコンプライアンス等に関する取組について行っているところであるが、今後も公正取引委員会のご指導のもと、組織としてできること、個々の職員としてできることについて、入札談合防止に向けて積極的に取り組んで参りたいと考える。

別表１－１

契約実績【工事】

年度	件数	当初契約金額（千円）	落札差率（%）
２４	４１	６，０５４，２０２	９４．９
２５	７１	２２，９９０，０８５	９５．７
２６	５３	９，６６３，３６３	９４．７

別表１－２

契約実績【コンサル】

年度	件数	当初契約金額（千円）	落札差率（%）
２４	７８	７６０，８３８	８５．２
２５	９０	１，３３７，４９６	９１．６
２６	７３	８４７，５７３	８７．２

別表２

入札談合防止等に係る教育の実施状況

年度	実施日	概　　要
２５	25.11.26 ~12.05 26.03.07	入札談合防止等に係る教育 入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育
２６	27.01.19 ~30	入札談合防止等に係る教育
２７	27.04.27 27.07.30 ~08.03	入札談合防止等に係る教育（新規採用者及び転入者が対象） 入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与防止法～

■航空自衛隊第1補給処でのオフィス家具等の調達に係る談合事案では、具体的にどのような入札談合等関与行為があったのでしょうか

◆オフィス家具等の調達要求業務担当班が、オフィス家具等メーカー6社に対して説明会を開催し、会社別の調達要求目標額を達成するための仕組み（下図①～③）を説明していた。

◆納入予定業者に対し、各社の同等品の型番を調査した並びリストの作成を依頼。
下図①～③の手法により、調達要求を実施していた。

入札談合等関与行為の4類型のうち、

①談合の明示的な指示

②受注者に関する意向の表明

に該当するものとして、公正取引委員会において認められたものです。

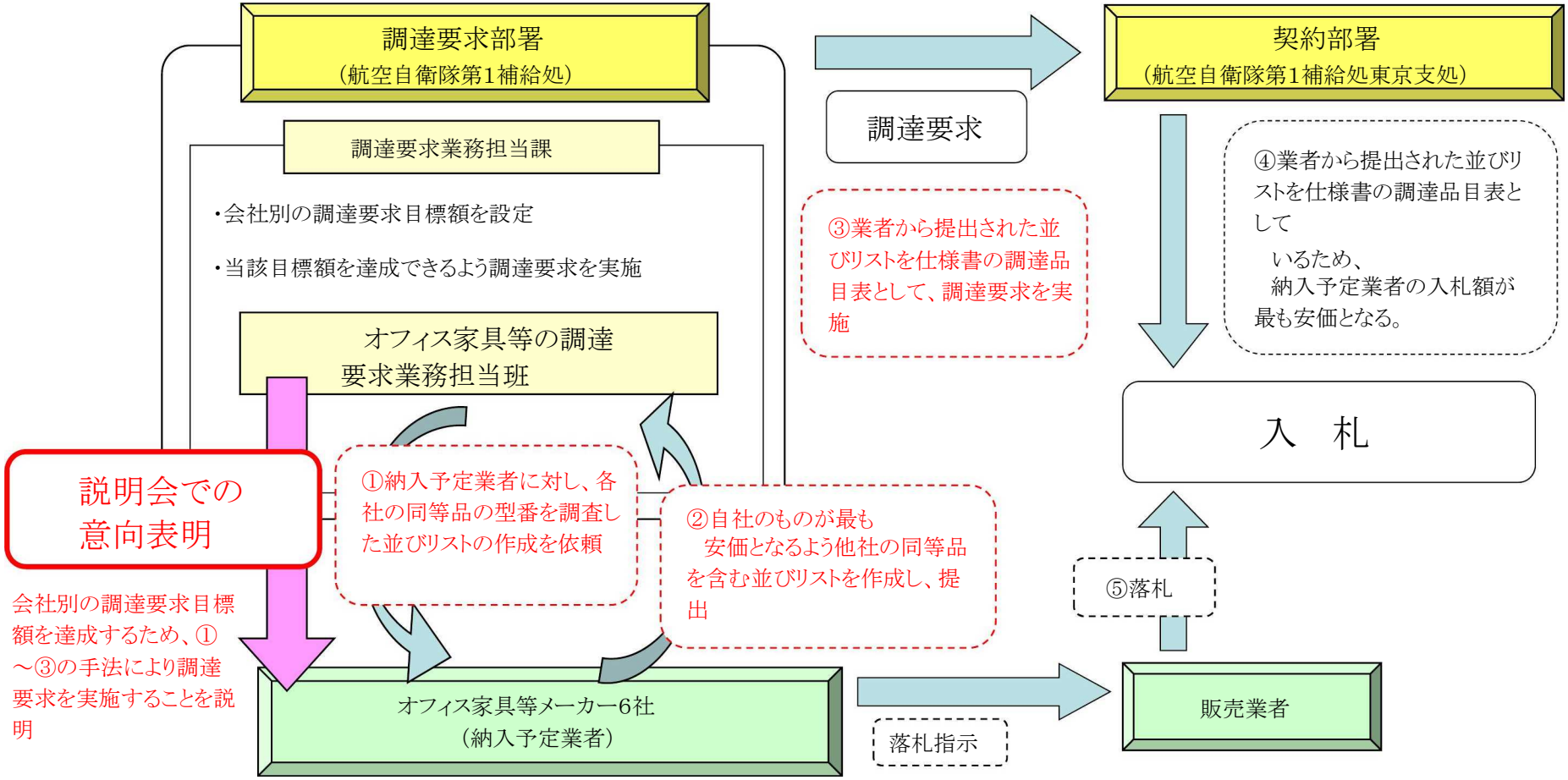

別紙1

別紙２

官製談合防止法等に関する教育の実施

この教育は、発注機関の職員が、入札談合に関与する官製談合の発生を未然に防ぐため、独占禁止法及び官製談合防止法の正しい知識を習得することを目的として実施しました。教育資料はこちらから。

１　実施日：１回目　平成２７年７月３０日（木）
　　２回目　平成２７年８月　３日（月）
２　場　所：仙台第３合同庁舎２階大会議室
３　講　師：公正取引委員会事務総局　東北事務所　滝沢経済係長
４　参加者：１７０名